

「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針(解説書)」における細部解釈(案) 今回の議論項目抜粋版

1.飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

- ▶ ケージ等の規模について
- ▶ ケージ等の安全な構造及び素材について
- ▶ 自然な行動を発現させるための設備について
- ▶ 清掃について

2.動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項

- ▶ 従業員に員数について

3.動物の飼養又は保管をする環境に関する事項

- ▶ 温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性動物に関する飼養環境について

4.動物の疾病等に係る措置に関する事項

- ▶ ワクチン接種について
- ▶ 状態悪化時の受診について

5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- ▶ 展示時間、展示を行わない時間について
- ▶ 輸送に際しての給餌・給水について
- ▶ 輸送後の目視観察について

6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定

- ▶ 繁殖について

7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- ▶ 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について
- ▶ 複数・単独飼養について
- ▶ 捕食・被捕食動物の近接展示について
- ▶ 社会化について
- ▶ 餌の種類について
- ▶ 給水の時間について
- ▶ 運動スペースに置く時間について
- ▶ 触れ合いの必要性について
- ▶ 夜間営業について
- ▶ 訓練について
- ▶ 接触・譲渡しの時間帯について
- ▶ 動物への接触方法について

【各項目の検討状況について】

- ・本日も議論いただく項目……黄色マーカー
- ・前回は議論いただいた項目……グレーマーカー
- ・次回以降も議論いただく項目……緑色マーカー
- ・細部解釈を具体化しない項目……マーカーなし

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

■ケージ等の安全な構造及び素材について <犬猫の基準を参考にした基準への改正>

第2条第1号 ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。飼養施設にあつては、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。

基準の細部解釈

▶ 安全な構造・・・床、扉、格子、壁、天井等の隙間や穴等に頭部や四肢を挟むこと、滑り、転倒又は落下により、哺乳類が傷害を受けることのない構造。また、ウサギ、ハムスター、げっ歯類、その他小型哺乳類のケージ等を床から高さのある場所に置く場合、衝撃によりケージ等が落下又は転倒して哺乳類が傷害等を受けることのないように確実に固定すること。また、哺乳類がケージ等から逸走しないよう十分な高さの柵等の構造で囲うこと。

【ハムスター】・・・ケージ等に金網を用いる場合は、高層からの落下や四肢を挟み込む事故（骨折等）及び切歯が引っかかることにより破折する等のケガをするおそれがない設計とする。

【ブタ】・・・転倒や滑りを可能な限り抑える床構造とし、肢蹄の健康を増進させ、傷害等の原因となるような突起物がないこと。床の表面は乾燥した状態を保つ（ただし、暑熱ストレスを防ぐため、スプリンクラー又は噴霧器を使用する場合を除く）ため、傾斜等で水が溜まらない設計とする。すのこを用いる場合は、スリットに体の一部が挟まったり、傷害等を受けることのない幅や形状とする。

【ウマ】・・・床及び壁等の表面は、突起物等でウマが傷害等を受けることのない構造とする。床は、スリップ等によってウマが傷害等を受けることのない構造とする。

【ウシ】・・・追い込み柵、牛房等は、突起物等でウシが傷害等を受けることのない構造とする。牛房内の床は、水が溜まらない構造とする。

▶ 安全な材質・・・床材は、哺乳類が脚を滑らせてケガをすることがなく、排水が良く、表面が乾燥しやすい材質とし（ただし、アシカやオットセイ等親水性の高い哺乳類で滑りながら移動する習性のある場合においてはその限りではない）、すのこや金網を使う場合は、トレー、クッションやマット、寝床等により、すのこや金網に触れずに身体を休めることができる場所を作ること。また、床、扉、格子、壁、柵や天井等につい

ては、齧る、ぶら下がる、ぶつかる、掘る等により破損しない材質とするとともに、有害な化学物質等を含む塗装は避けること。

【ウマ】…床は、スリップ等によってウマが傷害等を受けることのない材質とする。また、敷料を用いる場合は、第2条第1号ハ（3）の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に、清潔で乾燥した状態を維持すること。

【ブタ】…ゴムマットや敷料等を用いる場合、ブタが快適に横臥できるよう、第2条第1号ハ（3）の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に清潔で乾燥した状態を維持すること。

【ウシ】…床面は滑りや転倒を可能な限り小さく抑えた材質とし、肢蹄の健全性を増進し、蹄に傷害等を受けるリスクを軽減すること。また、敷料を用いる場合は、第2条第1号ハ（3）の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に、清潔で乾燥した状態を維持すること。

推奨事項

- 哺乳類の生態及び習性に応じて適した構造及び材質、適さない構造及び材質
 - ・シマリス：脱走や、四肢や頭を挟むことがないように、ケージ側面の金網の網目の間隔は1 cmほどが望ましい。
 - ・ウマ：床及び壁等の全ての表面は、簡単に清掃・消毒ができることが望ましい。
 - ・ウシ：牛房内の床は、水が溜まらないよう2%程度の勾配を設けることが望ましい。通路は、滑らない材質にすること。また、通路及びゲートを自由に行動ができるような設計にする場合は、蹄が糞尿で埋まらないように第2条第1号ハ（3）を参考に適切に処理すること。

■自然な行動を発現させるための設備について<新たに基準は策定せず解説書で具体化>

第2条第1号 ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

基準の細部解釈

- 一時的…ケージの清掃等により数時間程度仮の保管場所で過ごす場合。
- 一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情…獣医師に事前の診療を受け給餌・給水を中断すべきと指示された場合等。
- 砂場…チンチラについては汚れた被毛をきれいにするため砂場が必要である。砂場の砂は十分に乾燥させておく。
- 水浴びができる設備…カワウソ等親水性の高い哺乳類については、水浴びができる水場（プール等）の設備が必要である。哺乳類の生態及び習性に応じた水場面積と陸場

面積の割合とし、水質維持のため、ろ過フィルターを使用又は止水の場合は新鮮な水を保てるよう換水すること。

- ▶ 休息等ができる設備・・・顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、哺乳類が十分に休息可能な設備を指す。休息する場所又は設備は、その哺乳類の生態及び習性に応じて、乾燥した床や風を避けられる場所、巣箱、睡眠用シェルター、トンネル、ハンモック等を設置し、常時アクセスができるようにすること。また、各個体が交代ではなく全個体が同時に横になって休むことができる十分な広さである必要があり、複数の出入口を設けること等により各個体が自由に出入り可能となるようにする。

【フクロモモンガ】・・・野生では木のくぼみの巣の中で眠る習性があるため、飼育下では巣箱、バッグ又はポーチ等の眠ることができる設備を備えること。

- ▶ 動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、(～中略～) 休息等ができる設備・・・妊娠や出産、子育て時における巣作り、物に体を擦り付ける身繕い行動等。

推奨事項

- ▶ 哺乳類の生態及び習性に応じて推奨される設備について
 - ・ウサギ：野生では土に穴を掘り、多くの時間を過ごす習性があるため、飼育下ではウサギが隠れられる巣箱やシェルター等を置くとよい。
 - ・ハムスター：適切な敷料と基質（ほこりのない木の削りくず又は粒状のトウモロコシの穂軸）を十分な量提供することが望ましい。営巣材料としては、干し草、木毛、細断紙又は厚紙が適している。登ったり穴を掘ったりするような自然な行動ができるよう運動ホイール、スロープ及びプラスチック製又は段ボール製のトンネル等を与えるとよい。また、睡眠用シェルターがあるとよい。
 - ・チンチラ：砂場の材料としてチンチラ専用の砂等、できる限り粒子が細かいものが適している。砂風呂のケースとして、長さ約 25 cm、幅約 18 cm、高さ約 10 cmのガラスの水槽や、素焼きの植木鉢、鉄製の鍋、非プラスチックのビン等が適している。砂は約 2～3 cmの深さまで満たすと良い。
 - ・ヨツユビハリネズミ：睡眠用シェルター、運動ホイールがあるとよい。シェルターはプラスチックのように衛生管理が可能な材料又は汚れたときに処理できる段ボールがよい。運動ホイールを使用する場合はハリネズミの足が抜けてケガをすることがあるので、網目の大きいものやはしご状になっているものは避けるとともに、小さすぎると背中が反った状態となるため、体のサイズに合ったものにする。
 - ・フクロモモンガ：垂直、水平方向に枝や棒があり、止まり木、棚、鳥用ブランコ、はしごをケージの様々な高さに設置するとよい。
 - ・フェレット：野生では地下トンネルを掘り、多くの時間を過ごす習性があるため、飼育下では穴を掘ることができる柔らかい敷材をたくさん含めるとよい。また、探検して遊ぶためのおもちゃやトンネル、安心して睡眠できる場所としてハンモックを設置するとよい。
 - ・ブタ：分娩時にあつては、ワラを与え巣作りができる状態にすることが望ましい。

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

■温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性動物に関する飼養環境について <犬猫と同様の基準への改正>

第2条第3号 イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。（略）

ロ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第3条第3号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

基準の細部解釈

- 動物の生理、生態、習性等に適した温度…犬猫以外の哺乳類に適した温度は、20～28℃を基本としつつ、寒冷地、温暖地等各哺乳類の生息地を踏まえ、健康に支障が生じない温度とする。また、年齢や体調等も考慮した温度とすること。
- 騒音が防止されるよう…健康を維持するために、常時においてストレスにさらされることなく静かに過ごせる環境を確保すること。また、生理、生態や習性を考慮し、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて、適切な就寝時間を確保するとともに、活動時間よりもさらに静かに休息できる環境を整えること。
- 動物の健康に支障が生じるおそれ…【P】寒さに対する震え、暑さに対する開口呼吸等が生じている状態。（【P】各動物種における具体的な状態は図表1を参照）
- 臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわない…悪臭防止法において「特定悪臭物質」に指定されているアンモニア（し尿のような臭い）やメチルメルカプタン（腐った玉ネギのような臭い）の規制基準を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔を保たれた状態。
- 日長変化に応じて光環境を管理…生理、生態や習性を考慮し、自然採光又は照明、遮光等により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること。夜行性の哺乳類については、昼間に休息がとれるように、日中は直射日光を避け、夜は暗くすること。

図表1 暑さ、寒さに対する各動物種の状態（※調整中）

【事例】

| 動物種 | 暑さに対する状態 | 寒さに対する状態 |
|-----------|---|---|
| ヨツユビハリネズミ | <p>体表面を広げて体熱を逃がそうとするため、手足を伸ばす。</p> <p>【熱中症の状態】だらっとして横になる、耳が赤くなり、よだれが多くなる、呼吸が荒く、口を開けて呼吸する。体が熱くなる。重症になると痙攣、昏睡状態となる。</p> | <p>【低体温症の状態】体温が下がったり、動きが鈍くなったり、呼吸が少なくなる。</p> <p>※冬眠のような状態を示すが、ヨツユビハリネズミは冬眠能力がなく冬眠しない。</p> |

上記の他、飼養数の多い種や展示動物として多く用いられる哺乳類(*1)において、暑さ・寒さを示す状態が根拠となる文献等によって示されているものを提示予定。（調整中）

(*1) ウサギ、ハムスター、フェレット、フクロモモンガ、リス（シマリス、リチャードソンジリス）、デグー、モルモット、チンチラ、ヨツユビハリネズミ、ウシ、ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ等。

参考

- 騒音・・・【P】環境省の定める「騒音に係る環境基準」を追記することを検討
- 悪臭防止法・・・都道府県や市が指定する規制区域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っているもので、敷地境界線上の規制基準として、地域の自然的・社会的条件に基づいて、悪臭物質の濃度等が定められている。例えばアンモニアであれば、図表2に示すように1ppm、2ppm、5ppmが臭気強度に対応する濃度となっており、規制基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく勧告・命令等の対象となる場合がある。

図表2 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

| | 臭気強度に対応する濃度 (単位ppm) | | |
|-----------|---------------------|-------|------|
| (臭気強度) | 2.5 | 3 | 3.5 |
| アンモニア | 1 | 2 | 5 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | 0.004 | 0.01 |

- 臭気の測定方法・・・嗅覚は同じ環境にいると鈍くなり、悪臭があるのに感じなくなるような場合もあるため、臭気の測定等も活用して、清潔な状態が保たれているか定期的にチェックすることが望ましい。また、立入検査等における第三者からの評価も有効である。臭気（アンモニア）については以下のような測定方法がある。簡易的な方法ではあるが、測定した値は、臭気発生防止のための自主管理や検査を行う際の目安として活用できる。

- 1) 検知管：検知管は、空気中に含まれる様々な気体の濃度を測定する機器（ガラス管）である。検知管には、測定対象の気体（この場合はアンモニア）に対する変色反応を示す薬剤（検知剤）が充填されており、管の表面には濃度を示す目盛が印字されている。気体採取機に検知管を接続して気体を吸引すると、気体中にアンモニアが含まれている場合に、検知剤が変色する。変色範囲の長さがアンモニア濃度に対応しており、検知管に印字された目盛からアンモニア濃度を読み取ることができる。検知管は比較的安価で入手できるが、1つの検知管を複数回使用することはできない（使い捨てで使用）。
- 2) ガス検知器：ガス検知器は、空気中に含まれる危険なガスや有毒ガスを検知し、濃度を測定する機器である。機器の内部には、ガスを検知するセンサーが組み込まれており、機器によって検知できるガスの種類が異なる。対象のガス（この場合はアンモニア）を検知すると、機器に付属する画面に、アンモニア濃度がデジタル形式で表示されるものが主流である。特にポータブル式のガス検知器は、場所を問わず、どこでもアンモニア濃度を測定することができる。ガス検知器は検知管と比較すると高価だが、繰り返し使用することが可能である。
- 夜行性哺乳類への配慮・・・野生下で夜行性の哺乳類において、飼養下では馴化し、昼間に行動している場合もあるが、本来の生理、生態を踏まえた飼養環境を整えた上で、日中に展示する際には隠れられる場所を設置する等、必要な休息を与えられる環境にすることが望ましい。

図表3 夜行性哺乳類の例

| 科和名 | 名称(流通名) | 標準和名(日本哺乳類学会) | 備考 |
|----------|---|------------------------------------|--------|
| キヌゲネズミ科 | ドワーフハムスター(ジャンガリアンハムスター、ロボロフスキーハムスター、キャンベルハムスター) | ヒメキヌゲネズミ、ロボロフスキーキヌゲネズミ、キャンベルキヌゲネズミ | 昼にも行動 |
| キヌゲネズミ科 | ゴールデンハムスター | ゴールデンハムスター | 昼にも行動 |
| チンチラ科 | チンチラ | チンチラマウス | 昼にも活動的 |
| テンジクネズミ科 | モルモット | テンジクネズミ | |
| フクロモモンガ科 | フクロモモンガ | フクロモモンガ | |
| ハリネズミ科 | ヨツユビハリネズミ(ハリネズミ) | ヨツユビハリネズミ | |
| イタチ科 | フェレット | ヨーロッパケナガイタチ | |

5. 動物展示又は輸送の方法に関する事項

■輸送後の目視観察について <犬猫の基準を参考にした基準への改正>

第2条第5号ロ (1)～(9)略

- (10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であつて当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（(11)において「外部施設」という。）に輸送した場合は、この限りではない。
- (11) 販売業者及び貸出業者にあつては、販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。

基準の細部解釈

- 輸送後二日間以上…2日間は48時間が一つの目安となり、例えば、深夜23時に到着し、その翌日丸一日を含めただけでは2日間以上には該当しない。
- 目視によって観察…輸送された哺乳類の状態の変化（下痢、おう吐、四肢の麻痺等の外形上明らかな変化）を注意深く把握すること。
- 日常的に使用…イベント会場のように単発又は臨時にではなく、常日頃から繰り返していること。
- 目的を達成した後…販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設1か所に輸送し、その販売、販売のための展示又は貸出が終わった後を指す。

【輸送に関連する他の基準】

- ・輸送方法…飼養管理基準第2条第5号ロ(1)～(9)を参照
- ・輸送時の給餌・給水…第5号ロ(7)の細部解釈を参照
- ・輸送中又は輸送後の目視観察中等の哺乳類の状態変化（下痢、おう吐、四肢の麻痺等の外形上明らかな変化）時…飼養管理基準第4号へを参照。速やかに獣医師の診療を受けさせること。
- ・外部施設での日常的な健康観察…第2条第4号ロを参照

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

■社会化について <新たに基準は策定せず解説書で具体化>

第2条第7号 ワ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

基準の細部解釈

- ▶ 幼齢な犬、猫等・・・ヤギやヒツジ等において、人との触れ合いに用いるために社会化を必要とする哺乳類。
- ▶ 親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること・・・社会化が必要な哺乳類を親、兄弟姉妹とともに飼養又は保管する以外に、触れ合いに用いる哺乳類については人や他の個体との触れ合いを行うこと。

推奨事項

- ▶ 幼齢な犬猫以外に社会化を必要とする哺乳類・・・子育て中に親から子を早く離すと、異常行動が見られたり、健康に影響を与えたりする可能性があるため、離乳するまでの期間等適切な期間を親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管することが望ましい。特に人との触れ合いに用いるような哺乳類については、周囲の生活環境に適応した行動ができるようになるために、幼少期に人や他の個体と触れ合う等の社会化を促進するような配慮を行っておくことが望ましい。

■餌の種類について <新たに基準は策定せず解説書で具体化>

第2条第7号 ヨ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

基準の細部解釈

- ▶ 餌の種類を選択し、適切な量、回数等・・・餌は汚染がなく、動物の健康を維持するのに十分な量・回数と栄養価で、動物の年齢、種、状態、サイズ、および種類を考慮して選択する。なお1日1回未満の給餌回数が適切となるケースは、冬眠時又は治療等のため獣医師によって指示された場合のみ。個々の動物が必要な量および回数の食餌ができるよう設備や環境を整え、使用する容器は常に清潔で衛生的な状態に保つ。自動給餌器を使用する場合は、食品のカビ、汚染、劣化又は固化を防止すること。

推奨事項

- 動物種毎に適した餌の種類、量、回数等について
- ・ウサギ：乾牧草を主食とし、副食に専用のペレット（固形飼料）を与えるとよい。それにより、伸びすぎたウサギの歯がすり減り、適切に噛むことができるようになるための効果も期待できる。また、おやつ程度に小松菜等の根菜類・菜葉類、リンゴ等の果物、オオバコ等の野草を与えることが望ましい。ペレットは1日に朝夕の2回、乾牧草はいつでも食べられるように新鮮なものを入れておくことが望ましい。
 - ・ハムスター：主食は専用のペレットにし、副食として根菜類や野菜、ハト用配合飼料等の穀類、アルファルファ等の乾牧草を少しずつ与えることが望ましい。1日に1回、夕方の活発に動き回る頃にエサを与えることが望ましい。
 - ・モルモット：主食はビタミンC入りのモルモット専用ペレットとし、毎日朝夕2回与えることが望ましい。
 - ・シマリス：主食はリス用ペレットやハト用配合飼料にし、副食として色々な野菜や果物、野草等。昼行性で夜明けとともに活動するため、食事は1日に1度午前中に与えることが望ましい。
 - ・デグー：朝と夕方に給餌し、牧草やペレットは常に餌容器に入れることが望ましい。
 - ・フクロモモンガ：主に果物が与えられていることが多いが、高タンパク、低脂肪の餌が理想とされる。活動し始める夜の早いうちに与えることが望ましい。
 - ・ヨツユビハリネズミ：夜行性なので食事は夕方に与えることが望ましい。主食としてはハリネズミ専用フード又はキャットフードを与えるとよい。
 - ・フェレット：貯め食いができないので、好きなときに食べられるように主食は容器に入れたままにしておくことよい。肉食のため高タンパク、高タウリンを必要とする。そのため製造された専用のペレットを主食として与えることが望ましい。
 - ・ウマ、ヒツジ、ウシ等の反芻動物：アシドーシス状態（第1胃内が酸性化することにより栄養障害等が生じている状態）とならないよう、嗜好性の良い粗飼料（草等粗繊維を多く含む飼料）を随時摂取できるようにしておくことが望ましい。
 - ・ブタ：「日本飼料標準（豚2013年版）」を参照し、毎日飼料を必要量給与するとともに、給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間とし、暑熱時は、1日で最も暑い時間帯の給餌は避けることが望ましい。また、穀物のみを与えて胃潰瘍になることを防ぐため、粗飼料を一定の割合で与えるとよい。
 - ・ウシ：「日本飼料標準（肉用牛2022年版、乳牛2017年版）」を参照し、必要な量、必要な栄養素を含む飼料を、少なくとも1日1回与えると同時に、給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間とし、暑熱時は、1日で最も暑い時間帯の給餌は避けることが望ましい。

■給水の時間について <犬猫と同様の基準への改正>

第2条第7号 タ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合には、この限りでない。

基準の細部解釈

- 特別な事情・・・獣医療行為（CT・MRI 検査等）のために、絶食・絶水が必要な場合、ケージの清掃のためにごく短時間、別の場所に移している場合等。また、輸送時の給水については第5号ロ（7）に関する細部解釈も参照すること。
-